

第24回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年6月26日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	4番 前原 良行	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之
18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

3番 西良 利彦

(農地利用最適化推進委員の出席)

2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三
8区 手塚 博	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

1区 桑村 善彦	6区 市山 賢光	7区 徳山 守	9区 濱田 武志
9区 吉成 秀明			

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(一括)について」
- 議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更(案)に係る意見について」

報告

- 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
- 報告第2号「農地改良届出について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第24回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、6番原美智子委員、16番井村美江委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、3番西良委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積1,445㎡、後継者への部分贈与による所有権移転の申請です。

譲渡人と譲受人は、祖父と孫でございますが、養子縁組をしており、養父と養子の関係でもあるとのこと。譲渡人は、所有する農地をできる限り贈与税が発生しない範囲で、後継者である譲受人に贈与をする計画を立て、この度の農地法第3条許可の申請に至りました。

譲受人は、申請地以外で、所有したり、借りている農地はありませんが、以前から譲渡人の土地の農作業を手伝っており、農作業歴は15年ほどになるとのことです。また、現在は、家族が営む飲食店に勤務をしておりますが、勤務は週3日ほどで、それ以外の日は、申請地以外にも譲渡人が所有している農地の耕作を手伝うため、農作業に従事していると聞いております。また、農業用機械については、これまでもそうだったのですが、引き続き、家族が所有する機械を使用するとのこと。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地以外には、農地を所有等してはおりませんが、機械、労働力、技術、通作距離などの状況から申請地の取得後、申請地をしっかりと耕作していくこと、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

2番 朝日委員

別にないですけど、今現在は、娘さん、いや、お孫さんの親が田んぼをしておりますので、問題ないと思います。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。
整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。
以上で議案第1号の審議を終了いたします。
引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお願いいたします。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数は2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号1番、転用面積433㎡、転用目的は駐車場でございます。
申請人は、現在は〇〇在住ですが、申請地の近隣にある〇〇を経営している〇〇でございます。
申請地は、小松島市〇〇より南東へ約500メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが、除外が行われ、現在は白地でございます。
農地区分は、生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。
申請地は、〇〇の開業当初から駐車場として利用されており、令和2年には現在の状況となっております。先月の5条申請時に相談を受けた際、このことが判明したことから現況と地目を農地法の適用状態にする為、この度の4条申請が提出された追認案件でございます。
周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、アスファルト舗装を施し周囲をコンクリート擁壁で囲っていることから土砂等の流出はありません。
排水については、雨水のみで東側市道に隣接する水路により排出されますが、そのことについて

て水路管理者である〇〇土地改良区から手続きは不要との回答をいただいております。

また、転用についても同じく〇〇土地改良区より支障がない旨の意見書の交付を受けています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 島田委員

田浦の島田です。現地は、先ほど言われたように、アスファルト舗装をされて、白線も引いてあり、車止めのコンクリートもあり、駐車場に使うしかないものと思います。追認ということでやむを得ないと思います。ご審議のほど、宜しくお願いします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、転用面積448㎡の内268.72㎡、転用目的は農業用倉庫でございます。

農地法第4条とは、自身が所有している農地を農地以外のものにする際、適用される条文でございます。今回は農業用としての用途ではありますが、対象面積が268.72㎡であることから、転用が必要な案件となっております。

申請者は申請地に隣接する住宅に居住している〇〇でございます。

申請地は小松島市立〇〇中学校より東へ約60メートルに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内に存在する農地ですが、既に除外が行われています。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

申請人は昭和55年に農地を広げ、耕作する農業用機械も大型となりこれらの置場が必要になったことから家の敷地内に倉庫を建設しました。平成17年に台風により一部が損壊したことから建て替えを行い現在の状態となっております。その面積が農業用施設用地の届出の範囲である200㎡を超えるものであったことから農地法第4条申請が必要でした。この度、農地法第3条に

て農地を取得するにあたり、全ての農地を耕作しているか確認する中で、このことが判明したため、農地法第4条による追認の申請がなされました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、昭和55年に農業用倉庫を建設した際、周囲の農地より約50cm嵩上げを行い、コンクリート舗装を行ったことから土砂等の流出はありません。

また申請地は申請者所有の土地とコンクリートブロックにて遮られた親類の家屋に囲まれていることから支障はございません。

排水については、上水道は設けず雨水については勾配により隣接する田に流れていき地下浸透いたします。

また、この転用に関して所属する土地改良区からは承諾書の提出がございました。

転用を行うために必要な資力については、現行のまま今後も利用することから費用は発生しないことから金融機関の残高証明書の提出は求めておりません。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

2番 朝日委員

農業用倉庫は、数年前から、十何年使っておりますので、雨水とかは横の用水とかに流れ落ちると思いますので、あとは問題ないと思います。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番、転用面積548㎡、転用目的は小型トラック及び小型自動車の簡単な修理兼販売でございます。

譲受人は、〇〇在住で自動車の整備や販売を行う事業所を営んでいる〇〇。〇〇委員でございます。譲渡人は〇〇とその妻で、〇〇委員のご夫婦でございます。

〇〇委員は、今は概ね息子さんに経営を任せていますが、自動車整備事業を営んでおり、景気の影響で軽自動車の販売が多く、軽自動車の修理販売に適した場所を探していたところ、耕作しづらい農地を所有していた〇〇委員に相談し、譲渡の話がまとまったことから5条申請に至りました。

申請地は、小松島市〇〇より南西へ約500メートルに位置する国道55号線に隣接する市街化調整区域内の農地ですが、除外の必要がない農地でございます。

農地区分は、生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、既存擁壁から70センチメートル引いたところから30度の角度に、現況から75センチメートルの高さまで山土及び碎石にて嵩上げすることから土砂等の流出はありません。

給水設備はなく、排水については申請地に隣接するように水路が存在しており、ここへ排水することについて水路を管理している地元協議会より同意をいただいております。

また、この申請地は従前より土地改良区には所属してなかったとのことです。

転用を行うために必要な資力については、造成費として200万円を予定しており、全て自己資金で行うとのことで残高証明書が提出されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田委員

担当の豊田です。現地に行ってきましたが、何も問題ないと思いますので、どうぞ宜しくお願いします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移りますが、その前に、農業委員会等に関する法律の第31条の規定により、利害関係者に当たる委員は、議決に関わることはできませんので、利害

関係者の退席をお願いいたします。利害関係者の〇〇委員、〇〇委員は退席をお願いいたします。

(関係委員、退席)

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

それでは、利害関係者の復席をお願いします。

(関係委員、復席)

議長（青木会長）

以上で議案第3号を終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、申請件数は9件、11筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者、権利の設定をする農用地を朗読

農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）につきましては、地域計画の策定後、小松島市では、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第11項の規定により、農業委員会が徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）に計画作成の要請を行うことになっております。

先月の総会でも、ご説明したのですが、今月の案件もすべて一括方式、以前の利用権でいうところの相対契約、となります。

公社に、地域計画の作成を要請するに当たり、支障がないかどうかの判断基準といたしまして、機構法第18条第5項に規定がございまして、今月も、個人経営の農業者の方ばかりですので、要件は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、となります。

今月の案件の受け手の方は、6ページをご覧くださいますと、7番と11番以外の方は、認定農業者や基本構想水準到達者の方々になります。また、2番から5番の方々は、地域計画に位置付けられている耕作者でもございますので、判断基準を満たしているものと思われま。

また、7番、11番の受け手の方につきましても、添付書類により確認したところ、耕作面積、農作業従事日数、農機具の所有状況などの内容から、要件を満たしていると思われまので、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、地域計画内の農地は、市農林水産課に地域計画に支障がないかということで意見を聴取する必要がございますので、事務局より、事前に照会し、支障はないとの回答を得ております。

それでは、促進計画の作成の要請について、ご審議をお願いいたします。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移りますが、その前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、利害関係者の〇〇委員さん、退席をお願いいたします。

（関係委員、退席）

議長（青木会長）

それでは、採決いたします。

農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。

それでは、利害関係者の復席をお願いいたします。

（関係委員、復席）

議長（青木会長）

以上で議案第4号を終了いたします。

引き続き、議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更（案）に係る意見について」、審議をいたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局（局長）

先月の総会では、農振除外に伴い、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）も変更する必要があることから、関係機関から意見を聴く、「協議の場」を書面で開催するという形で、農業委員会の意見を諮り、支障なしという回答をいたしました。この度、担当課である、市農林水産課が、農業委員会の他、関係機関において「協議の場」を設けそれらの意見を取りまとめ、地域計画の変更案を作成したことから、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、変更案に対する意見を求められております。

詳細につきましては、別にお配りしている資料をご確認ください。資料は、地域計画（案）とその地区の目標地図がセットとなっておりまして、3地区分お配りしております。今年の2月開催の第20回総会で地域計画の策定について審議をいたしました。今回は、その変更案となります。今回は、農振除外の申請に伴う変更のため、除外申請のありました、

田浦・新居見地区、立江・櫛淵地区、坂野・大林・赤石・和田津開・間新田地区の3地区について、変更案が作成されております。

資料の変更箇所につきましては、田浦・新居見地区は、〇〇町字〇〇〇〇の552㎡において除外申請があったことから、地域計画の区域内の農用地等の面積が、130.2ヘクタールから130.1ヘクタールになり、目標地図上でも小さくて申し訳ございませんが変更しております。立江・櫛淵地区は、〇〇町字〇〇〇〇-〇〇の528㎡、〇〇町字〇〇〇〇の472㎡、〇〇町字〇〇〇〇-〇〇の446㎡、〇〇町字〇〇〇〇の1,206㎡のうち433㎡において除外申請があったことから、地域計画の区域内の農用地等の面積が409.7ヘクタールから409.5ヘクタールになり、目標地図も変更しております。坂野・大林・赤石・和田津開・間新田地区は、〇〇町字〇〇〇〇の644㎡のうち38㎡、〇〇〇〇-〇〇の925㎡のうち36㎡、〇〇〇〇-〇〇の417㎡のうち29㎡において除外申請がありました。地域計画の区域内の農用地等の面積は除外申請面積が合計103㎡であったことから397.8ヘクタールで変更ありませんが、地図は別添のとおり変更しております。その他、それぞれの地域における課題や将来の作物の生産、栽培方法等については変更していません。

説明は、以上となります。地域計画の変更案における支障の有無につきましてご審議いただけますようお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、議案第5号の採決に移ります。「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更（案）に係る意見について」は、支障なしということで、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、農業委員会として、計画の変更案に対し、支障との回答をすることといたします。

以上で議案第5号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地改良届出について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の8ページをお開きください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第2号「農地改良届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、通知受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は畑1筆、届出の面積は81㎡のうち53.77㎡で、今後も引き続きミカンの木を作付けしたいと希望しており、60cm嵩上げをすることとさせていただきます。

当該届出地は、〇〇月に行われた第〇〇回総会議案第3号整理番号5番の5条案件でご審議いただいた分家住宅の転用に伴う農地改良でございます。その際にも若干触れましたが、この転用に伴い、現在ミカンの木を植えている所が窪地となり、降雨の際、雨水が溜まると予想されることから、山土での嵩上げを計画し、今回の農地改良届が提出されました。

周辺の農地への影響については宅地に囲まれており、周辺の高さと同じ程度の嵩上げであることから土砂等の流出はないと考えます。また、万が一被害を及ぼした時は責任をもって解決するとのことです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

報告は、以上となります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時59分

会議録署名委員 6番 原 美智子 委員 16番 井村 美江 委員